

京都府国民健康保険団体連合会の概要

京都府国民健康保険団体連合会

令和 5 年 4 月改訂版

目 次

| | | |
|---|-----------------------|------|
| 1 | 設立目的 | 1 - |
| 2 | 設立経過 | 1 - |
| 3 | 会員及び役員 | 1 - |
| 4 | 連合会の組織 | 2 - |
| ① | 国民健康保険診療報酬審査委員会 | 3 - |
| ② | 国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会 | 4 - |
| ③ | 介護給付費等審査委員会 | 4 - |
| ④ | 介護サービス苦情処理委員会 | 5 - |
| ⑤ | 保健事業支援・評価委員会 | 5 - |
| ⑥ | 国民健康保険事務共同電算処理委員会 | 5 - |
| ⑦ | 健康総合対策事業委員会 | 6 - |
| ⑧ | 京都府国民健康保険診療施設協議会 | 6 - |
| ⑨ | 京都府市町村保健師協議会 | 6 - |
| ⑩ | 京都府在宅保健師の会 | 6 - |
| ⑪ | 京都府医療保険者協議会 | 7 - |
| 5 | 事務局の組織 | 8 - |
| 6 | 業務の概要 | 9 - |
| ① | 診療報酬等審査支払業務 | 9 - |
| ② | 柔道整復療養費審査支払業務 | 10 - |
| ③ | 保険者事務共同電算処理業務 | 10 - |
| ④ | 介護給付費審査支払業務 | 11 - |
| ⑤ | 介護給付適正化支援業務 | 12 - |
| ⑥ | 介護サービス苦情処理業務 | 12 - |
| ⑦ | 保険料等の特別徴収等各種経由機関業務 | 13 - |
| ⑧ | 障害介護給付費等審査支払業務 | 13 - |
| ⑨ | 特定健康診査等データ管理業務 | 14 - |
| ⑩ | 高額療養費支払資金貸付業務 | 15 - |
| ⑪ | 退職者医療共同事業 | 16 - |
| ⑫ | 保険者レセプト点検業務 | 16 - |
| ⑬ | 第三者行為損害賠償求償事務処理業務 | 17 - |
| ⑭ | 保健事業 | 18 - |
| ⑮ | 保険料（税）収納率向上アドバイザー派遣業務 | 18 - |
| ⑯ | 広報宣伝活動 | 18 - |

1 設立目的

京都府国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）は国民健康保険法第83条の規定に基づき設立された公法人で、会員である保険者（京都府及び市町村並びに国民健康保険組合）が共同して、その目的を達成するために必要な事業を行うことを目的とする。（連合会規約第1条）

2 設立経過

- 昭和16年10月 京都府国民健康保険組合聯合会を設立
- 昭和23年10月 京都府国民健康保険団体連合会に改組、改称

3 会員及び役員

連合会の会員は、国民健康保険の保険者である京都府及び市町村並びに国民健康保険組合である。
この連合会の会員は、その区域内の三分の二以上の保険者が加入したときは、その区域内の保険者のすべてが会員となる。（国民健康保険法第84条第3項）

- 会 員 京都府、市町村、国民健康保険組合
- 役 員 理事長 1名
副理事長 3名
常務理事 1名
理事 15名以内（上記役員を含める）
監事 3名

国民健康保険法

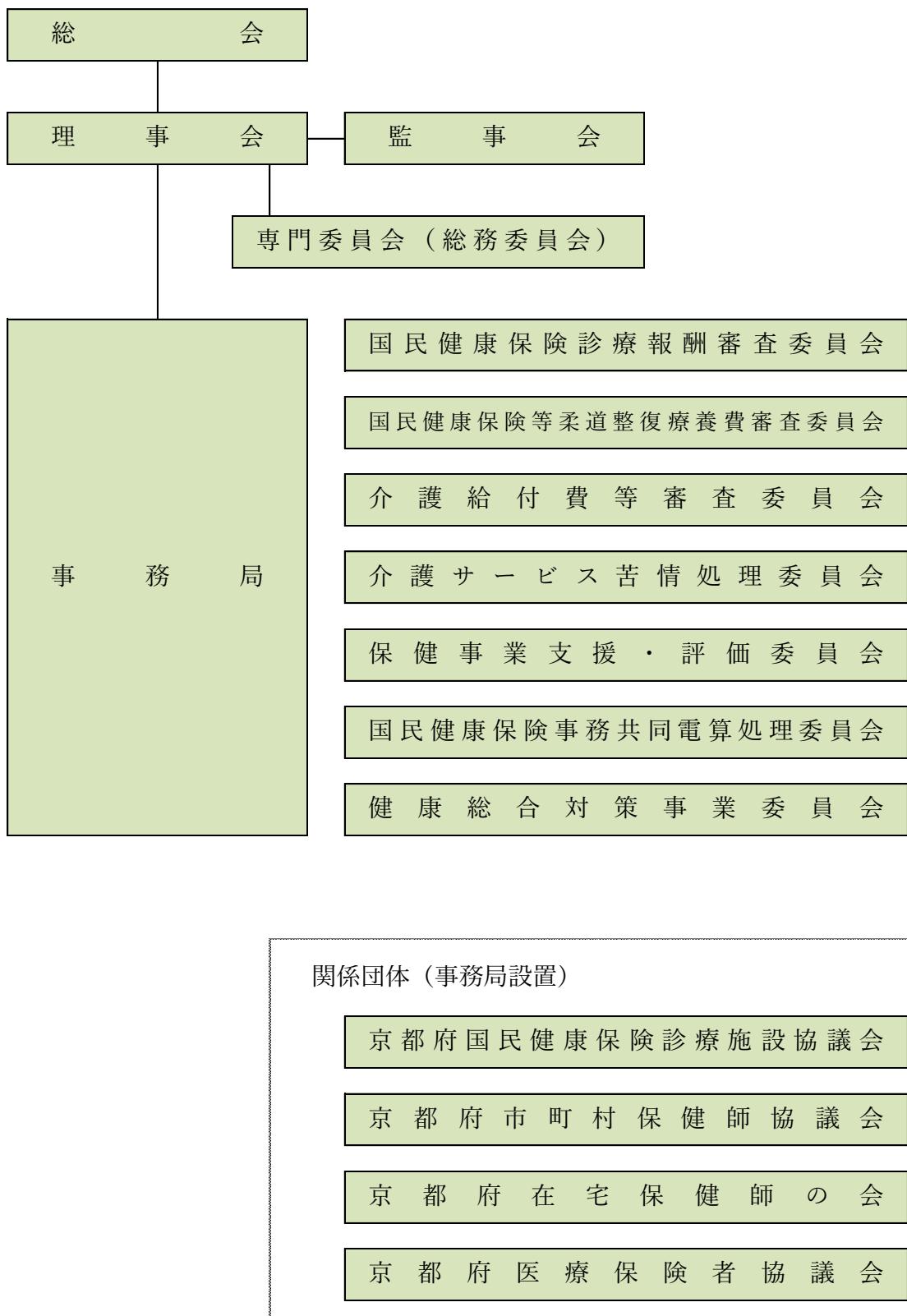
第83条第1項 都道府県若しくは市町村又は組合は、共同してその目的を達成するため、国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）を設立することができる。

第2項 連合会は、法人とする。

第3項 連合会は、その名称中に「国民健康保険団体連合会」という文字を用いなければならない。

第4項 連合会でない者は、「国民健康保険団体連合会」という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。

4 連合会の組織



① 国民健康保険診療報酬審査委員会

診療報酬請求書の審査を行うため国民健康保険法第 87 条及び高齢者医療確保法第 126 条の規定に基づき、京都府国民健康保険団体連合会国民健康保険診療報酬審査委員会（以下「審査委員会」という。）を連合会に設置し、保険者から審査事務の委託を受け診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）の審査を行っている。

審査委員会の構成は、レセプトの審査が適正に行われるよう保険者を代表する委員、審査を受ける側にある保険医などを代表する委員及び中立的な立場にある公益を代表する委員の三者からなり、それぞれ同数の委員をもって組織されている。

委員については、公正を期するため、知事が委嘱することになっている。

委員の任期は 2 年で、会長は委員が選挙により公益を代表する委員のなかから選任する。

審査委員会は、医科部会、歯科部会、審査専門部会及び再審査部会で構成され、7 万点以上の高額なレセプトについては、専門的な審査を行うため、審査専門部会で審査を行なっている。

さらに高額なレセプトとして、医科入院に係る合計点数（心・脈管に係る手術を含む診療に係るものについては特定治療材料に係る点数を除いた合計点数）が 38 万点以上（特定機能病院等においては 35 万点以上）、稀少手術（肝移植、心移植、肺移植）、歯科 20 万点以上は、国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）に設置する特別審査委員会に審査を委託している。

○会 期 每月 3 日間

○委 員 数 93 名

○選出区分 公益代表 31 名 保険者代表 31 名 保険医代表 31 名



国民健康保険法

第 87 条第 1 項 第 45 条第 5 項の規定による委託を受けて診療報酬請求書の審査を行うため、都道府県の区域を区域とする連合会（その区域内の都道府県若しくは市町村又は組合の 3 分の 2 以上が加入しないものを除く。）に、国民健康保険診療報酬審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

第 89 条第 1 項 審査委員会は、診療報酬請求書の審査を行うため必要があると認めるときは、都道府県知事の承認を得て、当該保険医療機関等若しくは指定訪問看護の事業を行なう事業所に対して、報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を求め、又は当該保険医療機関等の開設者若しくは管理者、指定訪問看護事業者若しくは当該保険医療機関等において療養を担当する保険医若しくは保険薬剤師に対して、出頭若しくは説明を求めることができる。

高齢者医療確保法

第 126 条第 1 項 第 70 条第 4 項の規定による委託を受けて診療報酬請求書の審査を行うため、国保連合会に後期高齢者医療診療報酬審査委員会を置く。

第 2 項 前項の規定にかかわらず、国民健康保険法第 87 条に規定する審査委員会を置く国保連合会は、当該審査委員会において後期高齢者医療に係る診療報酬請求書の審査を行うことができる。

② 国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会

柔道整復療養費の審査を行うため、京都府国民健康保険団体連合会国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会（以下「柔整審査会」という。）を連合会に設置し、保険者から審査の委託を受け支給申請書の審査を行っている。

柔整審査会委員の構成は、審査が適正に行われるよう施術担当者を代表する委員、保険者を代表する委員及び学識経験者の三者構成とし、それぞれ同数の委員をもって組織されている。

柔整審査会委員については、京都府健康福祉部長が委嘱することとなっており、委員の任期は2年で、会長は学識経験者のうちから委員の互選により選出する。

○会期 每月1回

○委員数 9名

○選出区分 学識経験者 3名 保険者代表 3名 施術者代表 3名

③ 介護給付費等審査委員会

介護給付費の審査を行うため、介護保険法第179条に基づき、介護給付費等審査委員会（以下「給付費等審査委員会」という。）を連合会に設置し、保険者である市町村の委託を受けて介護給付費請求明細書等の審査を行っている。

給付費等審査委員会の構成は、審査が適正に行われるよう介護給付費等対象サービス担当者を代表する委員、市町村を代表する委員、中立的な立場にある公益を代表する委員の三者構成とし、それぞれ同数の委員をもって組織されている。

委員については、連合会理事長が委嘱することになっており、委員の任期は2年で、給付費等審査委員会には介護医療部会と審査部会を設置し、部会長は委員の互選により公益を代表する委員のうちから選任する。

介護医療部会は、特別療養費や特定診療費の請求に関する審査を行い、審査部会は介護医療部会の所掌以外の請求に係る審査を所掌する。

○会期 每月1回

○委員数 介護医療部会 6名 審査部会 6名

○選出区分 サービス担当者代表 2名 市町村代表 2名 公益代表 2名

介護保険法

第179条 第41条第10項（第42条の2第9項、第46条第7項、第48条第7項、第51条の3第8項、第53条第7項、第54条の2第9項、第58条第7項及び第61条の3第8項において準用する場合を含む。）並びに第115条の45の3第6項及び第115条の47第6項の規定による委託を受けて介護給付費請求書及び介護予防・日常生活支援総合事業費請求書の審査を行うため、連合会に、介護給付費等審査委員会（以下「給付費等審査委員会」という。）を置く。

④ 介護サービス苦情処理委員会

介護保険法第 176 条において、介護保険制度における苦情処理機関として明確に位置付けられており、利用者等からの苦情申立に対しては、介護サービス苦情処理委員会（以下「苦情処理委員会」という。）を設置し、苦情案件の処理を行っている。

苦情処理委員会の構成は、苦情案件を審理するという性格から、介護保険の被保険者、介護サービス事業者及び介護保険施設従事者、医療従事者、弁護士並びに学識経験者をもって構成されている。

委員については、連合会理事長が委嘱することになっており、委員の任期は 2 年で、委員の互選により会長を選任する。

苦情処理委員会では、利用者等からの苦情申立に基づき、指定事業所等のサービスの質の向上等を目的として、案件を審理し、調査・指導・助言を行う。

○会期 毎月 1 回

○委員数 6 名

○選出区分 介護保険の被保険者 介護サービス事業者 介護保険施設従事者 医療従事者
弁護士 学識経験者

⑤ 保健事業支援・評価委員会

市町村国民健康保険、国民健康保険組合、京都府が実施する国民健康保険の保健事業並びに後期高齢者医療広域連合が実施する高齢者の保健事業が、PDCA サイクルに沿って効果的・効率的に展開することができるよう支援を行う。

○委員数 学識経験者 3 名以内

保健福祉行政関係者 5 名以内

⑥ 国民健康保険事務共同電算処理委員会

保険者における国民健康保険事務処理の簡素化を積極的に行い、さらに増加することが予想される事務量に対応するため、保険者共通の事務を電子計算処理により一元的共同処理を実施し、経費の削減と事務処理の合理化を図ることを目的に、被保険者の資格及び異動処理、レセプトの資格確認及び給付記録事務、保健事業等に係る統計事務、実施後の改善事務等について調査、研究を行う。

○委員数 京都府内の各国保協議会から推薦のあった者 11 名
連合会職員 2 名

⑦ 健康総合対策事業委員会

健康管理、健康づくり事業を通じて、国民健康保険事業の安定、健全化を図るとともに、医療、保健、福祉を包含した総合的事業を調査、研究し、実施することを目的に、保健事業、国保医療情報の提供と利活用、広報資料の収集協力と情報の交換等について調査研究し実施方策を策定する。

| | | |
|------|--------------------------|-----|
| ○委員数 | 京都府内の各国保協議会から推薦のあった者 | 11名 |
| | 京都府の医療・保健・福祉の部局から推薦のあった者 | 3名 |
| | 京都府市町村保健師協議会から推薦のあった者 | 1名 |
| | 連合会職員 | 3名 |

⑧ 京都府国民健康保険診療施設協議会

京都府内の国民健康保険診療施設（以下「診療施設」という。）の健全なる運営を図り、診療施設機能の充実強化に努めるとともに、診療施設の相互の共通課題などを研究討議し、地域包括医療・ケア事業を推進することにより、地域住民の保健、医療、介護、福祉の向上に寄与することを目的とし、事務局を連合会内に置く。

⑨ 京都府市町村保健師協議会

京都府市町村保健師協議会は、京都府市町村に勤務する保健師相互の連絡調整のほか、資質向上のための各種研修、業務の調査研究、社会福祉及び教育との連携を図るなどの事業を行い、保健師業務を通じて地域住民の保健福祉事業の推進に寄与することを目的とし、事務局を連合会内に置き活動する。

⑩ 京都府在宅保健師の会

地域における保健活動の重要性を認識し、地域住民の健康づくりを支援するため、専門職としての経験と実績を活かし、地域の保健活動に寄与するとともに、会員相互の交流と研鑽を図ることを目的とし、事務局を連合会内に置き活動する。

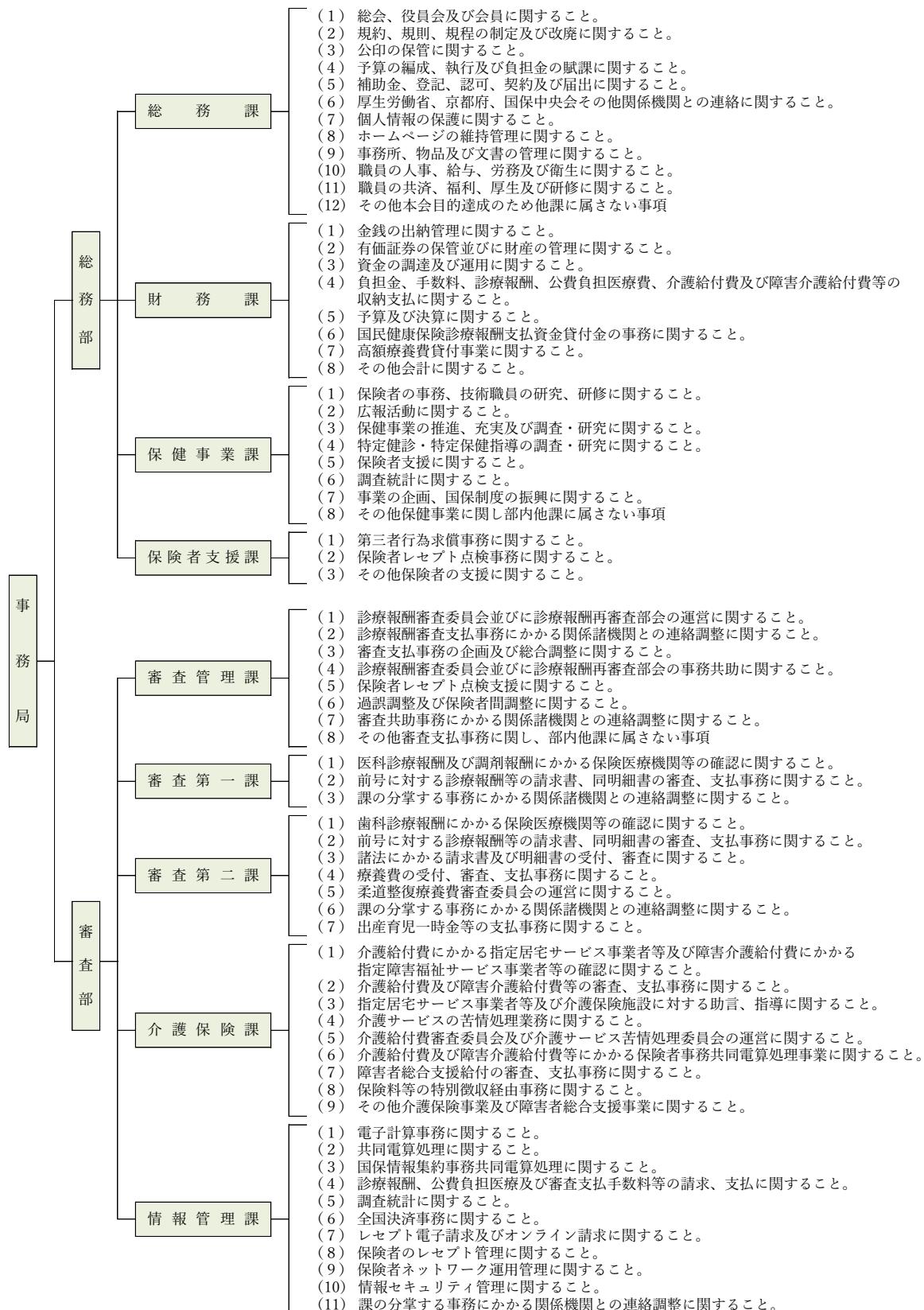
⑪ 京都府医療保険者協議会

京都府医療保険者協議会は、京都府内の医療保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 7 条第 2 項に規定する保険者及び都道府県後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）の加入者に係る健康づくりの推進に当たり、保険者間の問題意識の共有や、それに基づく取組の推進等を図るとともに、京都府医療費適正化計画の策定又は変更、同計画の実施についての京都府への協力、京都府医療計画の策定又は変更に当たっての意見提出等を行うことを目的とし、京都府及び連合会が事務局を担う。

| | | |
|------|----------------|----|
| ○委員数 | 京都府 | 2名 |
| | 健康保険組合関係者 | 3名 |
| | 全国健康保険協会関係者 | 3名 |
| | 共済組合関係者 | 3名 |
| | 国民健康保険関係者 | 4名 |
| | 京都府後期高齢者医療広域連合 | 3名 |

5 事務局の組織

1局2部9課



6 業務の概要

① 診療報酬等審査支払業務

国民健康保険法第45条第5項及び高齢者医療確保法第155条第1項の規定に基づき、保険者等より受託し、保険医療機関等から提出されるレセプト等の適正な審査、保険者等への請求及び保険医療機関等への支払に関する業務を行っている。

その他関連する支払事務等についても受託している。

当該業務においては、国保中央会が開発した全国標準システムである国保総合システムを中心としてITを活用した迅速かつ効率的な実施に努めている。

○ 業務の範囲

1. 診療報酬等審査支払
2. 重度心身障害老人健康管理事業の給付に関する支払
3. 被用者保険併用の福祉医療の審査支払
 - (1) 重度心身障害児（者）医療
 - (2) ひとり親家庭医療
 - (3) 子育て支援医療
4. 各種健診事業の審査支払
5. 指定公費負担医療費の審査支払
6. 出産育児一時金等直接支払制度の支払
7. 各種予防接種に関する支払

国民健康保険法

第45条第5項 市町村及び組合は、前項の規程による審査及び支払に関する事務を都道府県の区域を区域とする国民健康保険団体連合会（加入している都道府県、市町村及び組合の数がその区域内の都道府県、市町村及び組合の総数の3分の2に達しないものを除く。）又は社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）による社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に委託することができる。

高齢者医療確保法

第155条第1項 国保連合会は、国民健康保険法の規定による業務のほか、第70条第4項（第74条第10項、第75条第7項、第76条第6項及び第78条第8項において準用する場合を含む。）の規定により後期高齢者医療広域連合から委託を受けて行う療養の給付に要する費用並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び訪問看護療養費の請求に関する審査及び支払の業務を行う。

② 柔道整復療養費審査支払業務

平成 11 年 10 月 20 日厚生省通知を踏まえ、平成 15 年 2 月に柔道整復療養費審査支払規則及び国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会規程を制定した。平成 15 年 6 月に審査委員会を設置し、保険者の委託を受けて柔道整復師の施術にかかる国民健康保険療養費、後期高齢者医療療養費及び福祉医療費支給申請書の審査を適正かつ効率的に行うとともに、支払業務についても平成 15 年 6 月審査分より実施している。

③ 保険者事務共同電算処理業務

連合会電算処理の変遷は、昭和 56 年度に主たる業務である診療報酬審査支払事務（計算事務）の電算処理導入を皮切りに、平成元年度には各保険者共通の事務を一元的に処理する保険者事務共同電算処理の実施により、保険者ごとの制度改正によるシステム変更と多様化するニーズに応えていった。

平成 18 年 7 月には、国保中央会が開発した「新・保険者事務共同電算処理システム」の請求支払処理を部分的に導入し、平成 20 年度からは同システムの共同電算処理についても順次移行した。平成 23 年 5 月からは全連合会が共通利用することになる「国保総合システム」を先行導入し、ICT によるオンライン化を進めている。

今後も、医療費適正化対策の推進と保険者事務の円滑な運営に向け、国保総合システム標準機能を活用した保険者事務共同電算処理の実施に努めていく。

○ 事業の範囲

1. 一般業務

- (1) 被保険者情報に係る異動管理事務に関すること
- (2) レセプト等の資格・給付確認及び給付記録事務に関すること
- (3) 事業月報作成に関すること
- (4) 保健事業活動参考資料の作成に関すること
- (5) 高額医療・高額介護合算処理に関すること
- (6) 諸統計の作成に関すること

2. 特別業務

- (1) 被保険者証の作成に関すること
- (2) 医療費通知の作成に関すること
- (3) 高額療養費算定処理に関すること
- (4) 後発医薬品差額通知書の作成に関すること
- (5) その他保険者が必要とする諸資料等の作成に関すること

④ 介護給付費審査支払業務

介護保険法第176条に基づき、保険者である市町村の委託を受けて、審査支払業務及び共同処理業務等を実施している。

各業務は、全国統一標準システムで処理を行っており、平成26年5月の一拠点集約化システムにより、一部のサーバを除いて、国保中央会の共同運用センターにサーバを設置して処理を行っている。

機器更改等に伴い、令和2年5月からは審査支払系のサーバ等についても、共同運用センターに設置し、完全一拠点集約化が図られた。

○ 業務の範囲

1. 介護給付費審査支払業務
2. 介護予防・日常生活支援総合事業費審査支払業務
3. 保険者事務共同処理業務
 - (1) 給付系事務共同処理業務
 - ① 要介護認定更新支援処理
 - ② 償還払給付額管理処理
 - ③ 介護給付費通知作成処理
 - ④ 高額介護サービス費支給処理
 - ⑤ 第三者行為求償管理処理
 - ⑥ 市町村特別給付等支払処理
 - ⑦ 各種支払支援処理
 - ⑧ 主治医意見書料支払処理
 - ⑨ 認定調査委託料支払処理
 - (2) 資格系事務共同処理業務
 - ① 被保険者証作成処理
 - ② 保険料納付通知書等作成処理
 - (3) その他共同処理業務
 - ① 統計資料作成処理
 - ② 高額医療・高額介護合算処理

⑤ 介護給付適正化支援業務

介護給付の適正化については、都道府県と保険者が一体となって戦略的に取り組んでいくことを促進する観点から、厚生労働省が平成19年6月に示した「介護給付適正化計画に関する指針」に基づき、各都道府県の考え方及び目標等を定めた「介護給付適正化計画」を策定し、平成20年度から適正化事業の全国的な展開が図られている。

連合会が保有する給付実績を活用し、介護給付適正化情報を保険者へ提供するとともに「医療情報との突合」「介護縦覧点検」の出力帳票をもとに事業所への照会、過誤処理等を行う「介護給付適正化支援業務」を平成26年10月より開始した。

⑥ 介護サービス苦情処理業務

介護保険法第176条に基づき、利用者等からの介護保険に係る相談や、サービス内容に対する苦情等を受け付けるため、連合会に「介護サービス相談窓口」を設置するとともに、介護サービス苦情処理委員会を設置し、指定居宅サービス、指定居宅介護支援及び指定施設サービス等の質の向上に関する調査並びに指定事業者に対する指導・助言を行い、苦情申立人及び保険者等に通知するとともに、適切な介護保険サービスの提供を確保し、円滑な運営に資するため苦情処理業務を行っている。

○ 業務の範囲

1. 苦情処理業務

- (1) 相談・苦情の受付処理
- (2) 介護サービス事業者等調査
- (3) 指定事業者に対する指導・助言
- (4) 京都府へ報告

2. 介護サービス苦情処理委員会の運営

⑦ 保険料等の特別徴収等各種経由機関業務

介護保険で行われていた保険料の年金からの特別徴収が、平成18年6月に成立した「健康保険等の一部を改正する法律」により、平成20年4月から国民健康保険及び後期高齢者医療の保険料（税）についても特別徴収を行うことができるようになり、連合会及び国保中央会を経由機関として、市町村と年金保険者間で情報授受を行っている。

⑧ 障害介護給付費等審査支払業務

平成17年11月に公布された「障害者自立支援法」の施行により、平成19年10月から全市町村の委託を受け、連合会が障害者自立支援給付費に係る支払事務を行うこととなったが、障害児施設給付費等に係る支払事務は、システム開発の遅れにより、平成20年10月に実施された。その後、平成24年4月の制度改正により、児童福祉法に基づく障害児支援給付費の支払事務についても京都府及び全市町村の委託を受けて連合会が支払事務を行っている。

また、平成25年4月からは改正障害者基本法を踏まえ、「障害者自立支援法」は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とされ、その後、平成30年4月サービス提供分からは支払事務に加えて審査事務について、障害者総合支援法第29条第7項等や児童福祉法第21条の5の7第14項等の規定に基づき、連合会は京都府及び全市町村からの委託を受けることとなり、障害福祉サービス事業者及び障害児施設から提出される障害介護給付費及び障害児給付費等の審査支払事務を行っている。

○ 業務の範囲

1. 障害介護給付費審査支払業務
2. 障害児給付費審査支払業務
3. 共同処理業務

(1) 障害者総合支援事務共同処理業務

- ① 高額障害福祉サービス費支給処理
- ② 高額障害児給付費支給処理
- ③ 各種支払支援処理
- ④ 地域生活支援事業審査支払処理
- ⑤ その他（独自助成）審査支払処理
- ⑥ 訪問調査委託料支払処理

(2) その他共同処理業務

- ① 統計資料作成処理

⑨ 特定健康診査等データ管理業務

特定健康診査・特定保健指導は、平成20年4月より、メタボリックシンドロームの発生リスクが高い対象者を早期に発見し、生活習慣の改善により発症と重症化の抑制を図り、医療費の適正化に結びつけることを目的に実施された。

各医療保険者には、年度末年齢40歳以上75歳未満の加入者に対する年1回の健診とメタボリックシンドロームのリスクの高い対象者に特定保健指導の実施が義務付けられ、国保保険者の事務の軽減を図るため、国保中央会において全国標準システムである特定健診等データ管理システムが開発され同年5月から稼働した。

連合会は、保険者より委託を受け費用の支払やデータ管理を行い、必要な支援と関係機関との連絡調整の役割を担っている。

○ 業務の範囲

特定健診等データ管理システムの運用

1. 費用決済

- (1) 健診等データの受付・点検
- (2) 全国決済
- (3) 請求・支払
- (4) 過誤調整
- (5) 支払代行

2. 共同処理

- (1) 特定健診
 - ① 対象者の管理
 - ② 受診券作成
 - ③ 特定健診データ管理
- (2) 特定保健指導
 - ① 階層化・特定保健指導対象抽出
 - ② 利用券作成
 - ③ 特定保健指導データ管理
- (3) 法定報告（報告データ作成、法定報告処理）

3. マスタ管理

- (1) 保険者マスタ
- (2) 被保険者マスタ
- (3) 健診等契約マスタ
- (4) 健診等機関届出マスタ

⑩ 高額療養費支払資金貸付業務

この業務は連合会が京都府の高額療養費支払資金貸付要綱に基づき、高額療養費支払資金貸付を行うものである。

1. 運営資金

高額療養費支払資金の貸付けに要する運営資金は、京都府からの貸付金をもって、これに充てる。

2. 貸付対象者

保険者から国保法第 57 条の 2 に規定する高額療養費の支給を受けることができる者で、保険者の貸付けあっせんを受けた者。

3. 貸付額

高額療養費支給見込額の 10 分の 9 以内で 1 万円未満は切り捨てた額とする。

ただし、保険者が必要と認めるときは、高額療養費支給見込額の全額とすることができる。

4. 貸付期間及び利息

貸付金の貸付期間は、貸付けた日から、高額療養費支給決定日の翌日までとし、貸付利息は無利息で行っている。

国民健康保険法

第 57 条の 2 第 1 項 市町村及び組合は、療養の給付について支払われた一部負担金の額又は療養（食事療養及び生活療養を除く。次項において同じ。）に要した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費として支給される額若しくは第 56 条第 2 項の規定により支給される差額に相当する額を控除した額（次条第 1 項において「一部負担金等の額」という。）が著しく高額であるときは、世帯主又は組合員に対し、高額療養費を支給する。ただし、当該療養について療養の給付、保険外併用療養費の支給、療養費の支給、訪問看護療養費の支給若しくは特別療養費の支給又は第 56 条第 2 項の規定による差額の支給を受けなかったときは、この限りでない。

第 2 項 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関する必要な事項は、療養に必要な費用の負担の家計に与える影響及び療養に要した費用の額を考慮して、政令で定める。

⑪ 退職者医療共同事業

退職者被保険者等に係る保険給付に要した費用が退職者被保険者等の保険料と被用者保険等保険者からの療養給付費拠出金により適正に賄われるため、連合会において以下の業務を実施している。

1. 退職被保険者等に係る適用適正化事業の実施に伴う年金受給権者情報の送付

連合会は国保中央会と契約を締結した共済組合及び日本年金機構から年金受給権者リストの送付を受けた後、国保総合システムにより勧奨対象者一覧表、該当者特定リスト等を作成し、市町村へ提供している。

2. 拠出金の徴収及び納付

連合会は、国保中央会退職者医療事業分担金規定に基づく分担金の納付に要する費用に充てるため、市町村から当該事業拠出金を徴収する。

⑫ 保険者レセプト点検業務

保険者及び後期高齢者医療広域連合におけるレセプト点検業務の事務負担軽減並びに医療費適正化推進の一環として、平成23年6月から当該業務の受託を開始し、医科・歯科・調剤レセプトを対象として、単月及び縦覧（当月と過去分）、横覧（入院と外来分等）、突合（医科及び歯科と調剤分）点検を実施している。

⑬ 第三者行為損害賠償求償事務処理業務

この業務は、保険者事務の軽減のため国民健康保険法第64条第1項及び高齢者医療確保法第58条第1項及び介護保険法第21条第1項の規定により代位取得した第三者行為に係る損害賠償請求権を保険者、後期高齢者医療広域連合から委任を受けて損害賠償求償事務を行うものである。

なお、連合会における求償事務処理範囲は、次に掲げるものとする。

1. 損害賠償額の調査及び通知に関すること。
2. 自動車損害賠償責任保険会社並びに自動車任意保険会社等及び個人への損害賠償金の請求及び収納に関すること。
3. 処理方法決定のための相談に関すること。
4. 前項に掲げるもののほか、連合会で行うことが合理的かつ効率的と認められる求償事務に関すること。

国民健康保険法

第64条第1項 市町村及び組合は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価額（当該保険給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に関し被保険者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額とする。次条第1項において同じ。）の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

高齢者医療確保法

第58条第1項 後期高齢者医療広域連合は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、後期高齢者医療給付（前条第2項の規定による差額の支給を含む。以下同じ。）を行ったときは、その後期高齢者医療給付の価額（当該後期高齢者医療給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に関し被保険者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額。次条第1項において同じ。）の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

介護保険法

第21条第1項 市町村は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

⑯ 保健事業

国民健康保険法に基づき、生活習慣病をはじめ、被保険者の自主的な健康増進及び疾病予防の取り組みを推進するため、保険者を支援する。

1. 国保データベース（KDB）システムの運用、利活用支援
2. 医療費分析資料、医療情報、保健事業に関する情報提供
3. 健康機器、物品の貸出し及び健康グッズ等の作成・配布
4. 各種研修会及び保険者訪問による支援

国保データベース（KDB）システムによるデータ突合分析

国保データベース（KDB）システムは、連合会が保険者の委託を受けて行う各種制度の審査支払業務や保険者事務共同電算業務を通じて管理する「特定健診・特定保健指導」「医療（後期高齢者医療含む）」「介護保険」等に係る情報を活用し、統計情報や個人ごとに紐づけした情報を保険者に提供することで、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的として構築している。

本システムを活用して、住民等の健康づくりに関わる保険者及び市町村の担当者が各種データに基づく地域等の健康課題を認識できるように支援し、保健事業の推進に努める。

⑰ 保険料（税）収納率向上アドバイザー派遣業務

国民健康保険事業運営の広域化、国民健康保険財政の安定化を図るための具体的施策として、アドバイザーの派遣を希望する保険者に対し、保険者の実情を踏まえた効果的な収納方法等についての助言を行い、収納率の向上に努めている。

⑱ 広報宣伝活動

国保制度に関する知識・情報の提供及び被保険者に対する健康啓発資料の提供など、健康総合対策事業委員会における協議を踏まえて、ニーズに沿った保険者の支援に努めている。

1. 「国保新聞」「国保情報」「国民健康保険の実態」の提供
2. 保険料（税）収納率向上を目的としたポスター等の配布及び金融機関での広告、特定健診受診率向上を目的とした啓発物品の配布

案内図



京都府国民健康保険団体連合会

〒600-8411 京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町 620 番地 COCON烏丸内

TEL 075-354-9011 (代表)

連合会ホームページ <https://www.kyoto-kokuhoren.or.jp>

